

東京都公報

発行
東京都

目次

57

告示（選）

○参議院議員選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日……………一

○参議院（東京都選出）議員選挙における選挙会の場所及び日時……………一

○参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙会の場所及び日時……………一

告示（選挙長）

○参議院（東京都選出）議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………一

告示（選挙分会長）

○参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………一

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規定により、令和四年七月十日執行の参議院議員選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

東京都選挙管理委員会
繰上投票区 小笠原村第二投票区（母島）
繰上投票期日 令和四年七月九日

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和四年七月十日執行の参議院（東京都選出）議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和四年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階
日時 令和四年七月十二日 午後二時

●東京都選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和四年七月十日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会場の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和四年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階
日時 令和四年七月十二日 午後二時三十分

告示（選挙長）

●参議院（東京都選出）議員選挙選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和四年七月十日執行の参議院（東京都選出）議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和四年六月二十二日

参議院（東京都選出）議員選挙選挙長

澤野正明

場所 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階
日時 令和四年七月八日 午前十時

告示（選挙分会長）

●参議院（比例代表選出）議員選挙選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和四年七月十日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和四年六月二十二日

参議院（比例代表選出）議員選挙選挙分会長

澤野正明

場所 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階
日時 令和四年七月八日 午前十時

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

